



サンプル写真

新市民会館運営管理基本計画（案）

平成 24 年 2 月

長野市

新市民会館運営管理基本計画(案)

目 次

I	はじめに	
	新市民会館運営管理基本計画策定の目的	1
II	基本方針	
1	長野市の文化芸術政策における位置付け	2
2	市内文化施設との役割分担及び連携	2
3	新市民会館の役割	4
4	運営管理の基本理念と基本方針	6
5	中長期計画に基づく運営	7
6	全国の公立文化施設の状況	8
III	事業計画	
1	事業計画の基本方針	9
2	事業計画	9
IV	組織計画	
1	組織計画の基本方針	14
2	運営主体	14
3	専門家等の配置	16
4	市民参加	17
V	運営企画と事業の評価	
1	運営・事業評価のための第三者組織	18
VI	利用規則	
1	利用規則の基本方針	19
2	細部項目	19
VII	収支計画	
1	収支計画の基本方針	24
2	収支計画の試算	24
VIII	広報計画	
1	広報計画の基本方針	28
2	情報媒体、ツール	28
IX	その他配慮すべき事項	28

I はじめに

新市民会館運営管理基本計画策定の目的

旧長野市民会館は、各種催事、大会等を開催するに相応しい大きな文化施設が欲しいという市民の熱意に応じて昭和 36 年 4 月に建設されたもので、鉄筋コンクリート造、地上 4 階建、延床面積 5,194 m²、1,828 席のホールと 200 名収容の集会室を有する多目的施設として、広く市民文化向上の役割を果たしてきた。

この旧長野市民会館も建設から 50 年が経過し、時代の変遷とともに、様々な課題を抱えることとなった。

一番の課題は、昭和 56 年に建築基準法耐震規定が改正されたことにより、耐震基準に適合していない部分が生じ、さらに、劣化診断や耐久度調査からも、建物の耐震強度を高め、安全性を確保する必要性に迫られた。

さらに、施設内部はバリアフリー対応になっていないことや、練習室やリハーサル室などの練習環境がないこと、遮音性能や音響性能が低い、客席が狭いなどの課題については、改修では機能的・効果的に解決できないことなどを踏まえ、平成 22 年 1 月、専門家や利用者の代表による長野市民会館建設検討委員会からの提言を受け、文化芸術の振興による将来的なまちづくりや財政計画などを総合的に勘案するとともに、新市民会館をより質の高い文化芸術の拠点とするため、建て替えるとの結論に至ったところである。

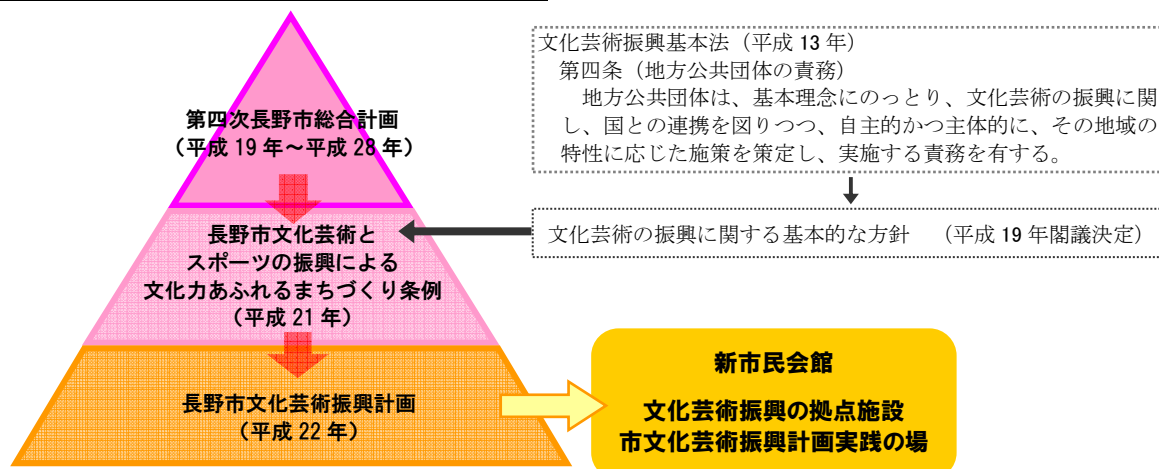
そこで、新市民会館が、平成 22 年 2 月に策定した長野市民会館基本構想及び平成 23 年 4 月に策定した第一庁舎・長野市民会館建設基本計画並びに平成 22 年 4 月に策定した長野市文化芸術振興計画に定める文化芸術拠点としての機能を果たすために必要とする基本方針、事業計画、組織計画、収支計画などの項目についての基本的な方針を定めるため「新市民会館運営管理基本計画」を策定するものである。

なお、本計画に基づく、具体的な実施細目については、別途、「新市民会館運営管理実施計画」を策定するものとする。

また、本計画の策定に当たっては、平成 22 年 6 月から平成 23 年 12 月まで全 31 回に亘り開催された長野市民会館市民ワークショップでの意見を反映するとともに、建築分野、芸術分野、劇場運営、公立文化施設運営などの専門家の皆様による長野市第一庁舎及び長野市民会館建設専門・新市民会館運営専門アドバイザーによる助言をいただきながら策定したものである。

Ⅱ 基本方針

1 長野市の文化芸術政策における位置付け



平成 13 年の「文化芸術振興基本法」の制定以降、各自治体において文化芸術振興施策の整備が急務とされた。長野市（以下、本市とする）では、平成 19 年に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針」を受け、「長野市文化芸術とスポーツの振興による文化力あふれるまちづくり条例」を制定し、その具体的な振興策として「長野市文化芸術振興計画」（以下、文化芸術振興計画という。）を策定した。

文化芸術振興計画の中で、新市民会館は、文化芸術拠点施設として、また、具体的計画実践の場と位置づけ、本計画ではその役割や運営管理に関する基本的な方針を示す。

2 市内文化施設との役割分担及び連携

新市民会館は、文化芸術振興計画の実現に向け、本市の文化芸術活動の中核を担う「拠点施設」と位置づける。

市内には、文化芸術の創造や発表の場としての利用以外に、多目的な利用に供される市有の文化施設等が複数あるため、これらの施設の特性を連動させ、多様なニーズへの対応を図る。

（1）市有文化施設等の主用途

■＝市有施設、□＝民間・その他施設

■文化芸術拠点施設

- ・新市民会館は、大ホール（音楽主目的ホール）と小ホールA（音楽ホール）、小ホールB（小劇場）を有するほか、日常的な芸術活動を促進するためのリハーサル室、練習室などの創造支援部門や、にぎわい交流拠点としてギャラリー等の情報交流部門を設置する。

■地域の多目的ホール（篠ノ井市民会館、松代文化ホール、東部文化ホール、若里文化ホール）

- ・貸館を主体とした地域の多目的ホールとして利用されている。

■日常的な練習活動施設（生涯学習施設・勤労者女性会館施設・もんぜんぷら座）

- ・各地区公民館ホール、生涯学習センターは、生活文化の振興や社会福祉の増進に寄与することを目的とした社会教育に供するための施設として利用されている。

- ・しなのきは、勤労者及び女性の福祉の増進に資する施設として講座、講演会、発表会のほか、日常的な練習活動などに利用されている。
- ・もんぜんぶら座は多様な市民活動の機会と場所を提供し、その活動を総合的に支援する施設として利用されている。

■コンベンション施設

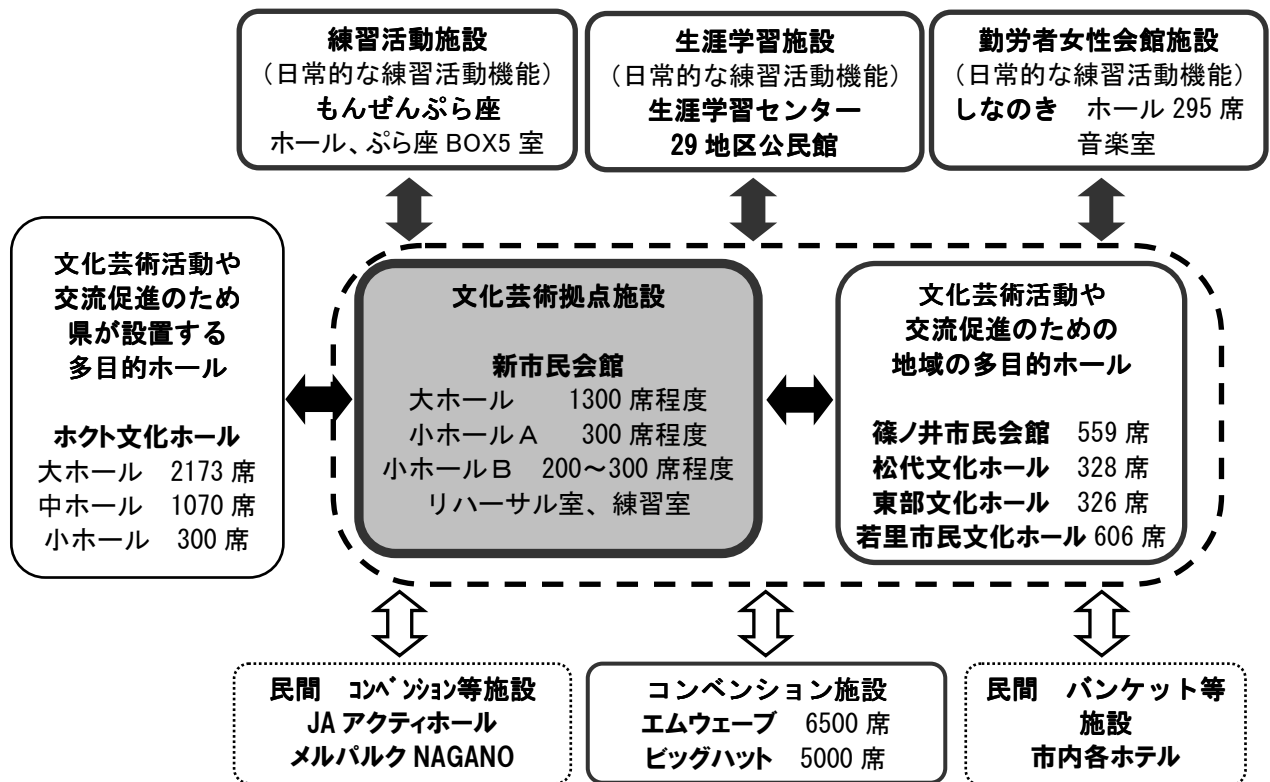
- ・エムウェーブ、ビッグハットはスケート競技会開催などスポーツの振興のほか、産業や文化振興のためのコンベンション対応の施設として利用されている。

□文化芸術活動や交流促進のため県が設置する多目的ホール

- ・ホクト文化ホールは市内最大の席数の大ホールを有し、市内のメインホール機能として利用されている。

□民間コンベンション等施設・民間バンケット等施設

- ・民間のコンベンション施設・バンケット施設は市内で行われる大型コンベンションの会場として市有施設と相互に連携し、機能を補完している。



(2) 施設間等の連携

市内の文化施設を始め、県内や全国の文化施設との連携を築き、情報交換・発信、事業の共同開催、人材育成を図る。特に、県内や近隣の公立文化施設とは日常的に情報交換を行いながら、事業内容に重複が出ないように調整を行うなど、相互により良い施設運営・事業運営を目指しながら、良好な関係を構築する。

このほか、新市民会館の運営に当たっては、(社)全国公立文化施設協会や(財)地域創造の各研修や支援事業を活用し、事業の充実を図る。

3 新市民会館の役割

新市民会館は、文化芸術振興計画の実現に向け、本市の文化芸術活動の中核を担う「拠点の核」として、次の4つの役割を持つ施設を目指す。

「4つの役割」

役割1 育む

役割2 楽しむ

役割3 創る

役割4 つなぐ

(1)「育む」

■市民の文化芸術体験の促進

- ・あらゆる世代が日常生活の中で、多様な文化芸術に触れ、体験でき、心に潤いと余裕を生み出す「豊かな心を育む施設」とする。
- ・小中学校との連携を視野に入れ、文化芸術の側面から教育にも寄与する拠点として機能し、「子どもたちの様々な可能性を育む施設」とする。

■文化芸術活動団体の日常的な活動場所の確保・提供

- ・他の施設との役割分担に配慮しながら、単なる貸し施設ではなく、市民文化を支援し、活動の拡大・レベルアップを促進する、「活動を育む施設」とする。

■文化芸術に触れる機会の提供や支援

- ・施設における創作・練習活動に触れたり、新市民会館を拠点としたアウトリーチ活動*に参加したり、新市民会館でのボランティア活動に参加するなど、様々な形で文化芸術に触れ、更なる参加意欲を創出する、「活気を育む施設」とする。

*アウトリーチ活動

文化施設において演奏家・実演家を、公演とは別に学校や福祉施設などに派遣し、ワークショップやミニコンサート、簡単な実演などを行う事業。

(2)「楽しむ」

■国内外の優れた文化芸術の鑑賞機会の提供や支援

- ・優れた文化芸術をより良い環境で鑑賞できる、「良質な文化芸術を楽しむ施設」とする。

■施設ににぎわいをもたらす事業の実施

- ・大きな催事がない日にも、日頃から創作・練習に利用でき、ホール以外でも気軽に日常的な発表、展示が実施できる、「にぎわいを楽しむ施設」とする。

■文化芸術を楽しむライフスタイルの多様化の推進

- ・鑑賞や創作・練習以外の目的でも日常的にふらりと訪れ、資料を閲覧したり、仲間同士でくつろいだりできる、「文化芸術と触れ合う日常を楽しむ施設」とする。

(3)「創る」

- 発表・展示する機会の提供や創作・練習活動の実施・支援
 - ・作品づくりから発表・展示までを新市民会館で完結できる機能を持つ、「作品を創る施設」とする。
- 市民ディレクターやボランティア活動・協働
 - ・施設スタッフと市民と一緒に考え、行動する、「新しい芸術文化環境を創る施設」とする。
- 施設からまちに溢れるにぎわいの創出
 - ・施設からにぎわいが生まれ、まちに溢れる「まちのにぎわいを創る施設」とする。

(4)「つなぐ」

- 文化施設間の連携
 - ・市内の公立文化施設の核として機能しながら、県内の類似施設とも連携し、県内の文化芸術活動にも寄与する、「文化施設同士をつなぐ施設」とする。
- 自らの情報発信と受信
 - ・多様な情報を収集（データベース化・アーカイブ化*し、発信する「情報をつなぐ施設」とする。
 - *アーカイブ化
有形・無形の文化資源等を、デジタル化して保存等を行うこと。
- 交流の場の提供
 - ・市民、文化芸術団体、スタッフ、アーティストなど、多様な人々が交流できる、「人と人をつなぐ施設」とする。
- 次世代への継承
 - ・文化芸術を育み、楽しみ、広げ「次の世代へつなぐ施設」とする。

文化芸術振興の拠点施設としての4つの役割

●4つの役割

- 育む**
 - 文化芸術体験の促進
 - 日常活動場所の提供
 - 触れる機会の提供
- 楽しむ**
 - 鑑賞機会の提供や支援
 - にぎわいをもたらす事業の実施
 - ライフスタイルの多様化推進
- 創る**
 - 発表機会の提供、練習活動支援
 - ボランティアとの協働
 - にぎわいの創出
- つなぐ**
 - 施設間の連携
 - 情報発信・受信
 - 交流の場の提供



新市民会館の整備基本理念と基本方針

●基本理念

「人と環境にやさしい
“文化芸術創造のステージ”」

●基本方針

- 方針1 豊かな心と多彩な文化を育む
「文化芸術との出会いの場」
- 方針2 子供たちを始めとする全ての世代の
「文化芸術の育成の場」
- 方針3 長野の文化力を向上させるための
「長野を象徴する文化芸術拠点」
- 方針4 市民が集い活力あふれる
「にぎわい交流拠点」

4 運営管理の基本理念と基本方針

平成 22 年 2 月に策定した長野市民会館基本構想及び平成 23 年 4 月に策定した長野市民会館建設基本計画の中で掲げた基本理念と配慮すべき基本方針を踏まえ、新市民会館運営管理に当たって以下の基本理念と 4 つの基本方針を定める。

基本理念 『文化芸術と出会い、ふれあい、創り出す 長野市民の文化芸術交流拠点』

基本方針

方針 1 市民が日常的に多様な文化芸術に出会う機会の創出

方針 2 子供たちを始めとする全ての世代が良質な文化芸術に触れ、豊かな心を育む機会の創出

方針 3 市民自らが「長野らしさ」を見出し、育む機会の創出

方針 4 市民が新市民会館に集い、出会い、心を通わせる、多様な交流機会の創出

方針 1 市民が日常的に多様な文化芸術に出会う機会の創出

■文化芸術は人に感動を与え、人は感動から知的欲求、創意を生み出す。人びとの価値観が多様化してきた現代こそ、生の文化芸術を通じた感動体験が重要となる。新市民会館では、貸館事業による利用拡大を積極的に図るとともに、新たに、目的を持った自主事業を積極的に取り組み、多くの市民の来場を促すとともに、市民が文化芸術に触れる機会の拡大を通して文化芸術に関わる裾野の拡大と地域の活性化を図る。

方針 2 子どもたちを始めとする全ての世代が

良質な文化芸術に触れ、豊かな心を育む機会の創出

■優れた舞台芸術に触れることは、多様性を受け入れ、考える力や他者を理解する心を育むものである。このため、特に、次代を担う子どもたちの心の豊かさを育む事業に積極的に取り組むとともに、新市民会館では、全ての世代が良質な文化芸術に触れる機会の拡大を図る。

方針 3 市民自らが「長野らしさ」を見出し・育む機会の創出

■市民・運営主体・行政が一体となり地域に根ざした運営を行い、関わる人すべてが新市民会館を通して地域の素晴らしさを再発見し、地域の独自性を生かした魅力あるプログラムを地域一体となって創り出すことにより、新市民会館ならではの文化芸術を育てる。

■市民が運営や事業に積極的に参画できる機会を創出することにより、世代間の相互交流の活発化を促すとともに、市民参加を通して文化芸術活動の活性化を目指す。

方針 4 市民が新市民会館に集い、出会い、心を通わせる、多様な交流機会の創出

■新市民会館で文化芸術活動を通して様々な人々に出会い、心を通わせることで、人と人との絆を深め、地域の活力を高める。

(1) 新市民会館運営における中長期的な目標設定

前述の「新市民会館の役割」には開館時点から実現可能なものと、時間をかけて徐々に実現していくものがあり、それらを段階的な目標として設定しながら、「運営管理の基本方針」に則り、新市民会館の事業運営・施設運営にあたることが重要である。また、文化施設の使命は終わりのないものであり、常にその目標像に向けて、たゆまぬ努力を続けるものである。

新市民会館の運営管理に当たり、あらかじめ中長期的な目標設定を行ったうえで、定期的に運営管理の在り方について評価を行い、達成度を確かめながら着実に進めることとする。

(2) 新市民会館を核とした文化芸術振興策の中長期展望

文化は、永年蓄積された知恵や創意が地域の固有の活力として表れたものであり、芸術はこうした文化の中でも特に卓越した創造性をもって表現されたものであると考えられている。

平成 18 年度に実施したまちづくりアンケートによると、「今後の文化芸術への関わりについて、特に活動したいとは思わない。」と回答した方が 2,184 人中 902 人 (37.4%) であった。

また、「おやき、そばなどの郷土食」、「方言などの言語」、「昔からの地域の慣わし」について 5 割近くの方が、文化芸術の範囲に「含まれない」あるいは「わからない」と回答している。

このことから、多くの方が恒常的に体験している生活文化や食文化なども一つの文化であると気付いていないことが窺われる、反面、文化芸術は完成度が高く、歴史があり、格式が高いものという潜在的なイメージを持たれていると考えられる。

例えば、お箸を使ってご飯食べることも生活文化であり、小さなお子さんが、心を込めて描いたお父さんお母さんの似顔絵も立派な芸術作品であることから、まずは、文化芸術の入り口は身近にあることを気付いてもらうことが重要である。

こうした身近な「気付き」を通して、文化芸術への関心を高め、文化芸術との関わりを深めることにより、市民の文化芸術活動の裾野の拡大と地域の活性化を図る必要がある。

本市が目指す文化芸術の形は、「ひとりひとりが楽しみ、支え、伝えることにより、心に安らぎと力を与え、地域の絆を強め、明日への希望を与えてくれるもの」とし、そのために、新市民会館を核として文化芸術振興施策を将来に渡って継続して積極的に推進することにより、市民の文化芸術への関わりと満足度の向上を目指すものとする。

6 全国の公立文化施設の状況

新市民会館の運営管理計画を策定する上で、(財)地域創造が平成 22 年度に実施した『平成 22 年度地域の公立文化施設等に関する実態調査』（以下、H22 実態調査という。）の状況を参考としながら、本市の計画を策定するもの。

なお、実態調査の概要は次のとおりである。

調査項目		内 容
調査基準日		平成 22 年 10 月 1 日
対象施設		舞台芸術の公演等を主目的とする 全国公立文化施設 980 施設
回答数		680 施設 (69.4%)
平均的な施設像	ホール数	1～2ホール (90.8%)
	席数	1,000 席未満 (70%以上)
	利用可能日	299 日
	休館日・点検日	50 日程度
	実利用日数	179 日
	稼働率	60% (年間利用日数／年間利用可能日数)
	自主事業利用日数	28 日
	貸館事業利用日数	153 日

Ⅲ 事業計画

1 事業計画の基本方針

新市民会館では、文化芸術振興の核拠点施設としての機能が保たれ、また、文化芸術創造のための活動が永続して行われるために、以下の基本方針に沿ったものとする。

- 1 新市民会館は「公の施設」として、市民の福祉増進に役立つ施設であると同時に、本市の文化芸術活動への人的サポート等のほか、広い意味でのまちづくりを担う施設である。この役割の重要性を常に意識し、他の文化施設や市民活動との多様な連携を図る。
- 2 鑑賞、出演、運営などに多くの市民参加が得られる魅力ある運営プログラムを展開するとともに、新市民会館を中心とした市民参加型の事業を、まちへ展開しにぎわいを創出する。
- 3 本市の文化芸術振興を図るとともに、施設の4つの役割を具現化する自主事業、貸館事業を積極的に展開する。
- 4 実施事業の評価、施設運営などについては、専門家並びに市民参加による運営委員会・事業評価委員会を開催し、それぞれの委員会での意見を十分運営に反映する。

2 事業計画

(1) 自主事業

事業形態としては、運営主体自らが作品創造や人材育成を行う自主事業と市民や公演を行う組織などに施設を貸し出す貸館事業に大別される。

H22実態調査によると、公立文化施設のうち90.7%が「自主事業」を実施しており、前回、平成19年度調査に比べて6%増加した。

このように、施設の存在意義、運営の理念に照らし、益々、自主事業が重要視されてきている。

さらに、自主事業は、運営主体が主体となって全ての責任を負う主催事業と他の団体と責任を分担して協働で行う共催・提携事業に分かれる。

新市民会館では、自主事業として、市民が多様なジャンルの文化芸術に触れることができるプログラムや、次代を担う子どもたちの豊かな感性と心を育むためのプログラム、市民とともに地域の独自性を生かした魅力あるプログラムを創出する事業などを積極的に展開する。

事業形態の分類

自主事業		貸館事業
主催事業	共催・提携事業	

①実施目的と分類（例）

ア) 鑑賞事業－優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供する事業

例) 国内外の優れた文化芸術団体あるいはアーティストによるコンサート、演劇公演、舞踊・ダンス公演など

イ) 普及事業－舞台芸術との多様な出会いの機会を提供し、舞台芸術への関心を高め、理解を深める事業

例) 鑑賞事業に付随したアウトリーチ、ポストパフォーマンストーク（公演後の出演者によるトーク）、解説つきコンサートなど

ウ) 育成事業－地域の文化力向上に向けて文化芸術活動を自ら行う人材及びそれを支える人材を育成する事業

例) ワークショップ、ボランティア研修（劇場技術講座、フロントスタッフなど）
ワークショップ経験者による活動団体の結成・支援（サポーター団体、専属上演団体など）

エ) 参加事業－文化芸術活動に参加し、体験することで、文化芸術をより身近なものとする事業

オ) 交流事業－文化交流や多様な価値観の相互理解を促す事業

例) 国際交流フェスティバル、舞台芸術フェスティバルなど

カ) 情報事業－文化芸術に関する情報を蓄積し、発信する事業

例) 機関紙の発行、情報コーナー等の運営など

キ) 創造事業－独自の文化芸術を創造し支援する事業

例) 市民オペラ、市民ミュージカル、合唱団・オーケストラ等の上演団体の設立

【事業目的別分類】

種別	区分	新市民会館での役割			
		育む	楽しむ	創る	つなぐ
自主事業	鑑賞事業	文化芸術体験の促進	鑑賞機会の提供	発表・展示機会の提供	交流の場の提供
	普及事業	触れる機会の提供	ライフスタイル多様化の推進	発表・展示機会の提供	交流の場の提供
	育成事業	触れる機会の提供や支援	ライフスタイル多様化の推進	創作・練習活動の実施・支援	交流の場の提供
	参加事業	文化芸術体験の促進	ライフスタイル多様化の推進	にぎわいの創出	交流の場の提供
	交流事業	触れる機会の提供や支援	施設ににぎわいをもたらす事業の実施	市民ディレクターやボランティアの活動・協働	交流の場の提供
	情報事業	文化芸術体験の促進	施設ににぎわいをもたらす事業の実施	市民ディレクターやボランティアの活動・協働	情報発信と受信 文化施設間の連携
	創造事業	日常的な活動場所の確保・提供	ライフスタイル多様化の推進	にぎわいの創出	交流の場の提供
貸館事業	貸館事業	日常的な活動場所の提供	施設ににぎわいをもたらす事業の実施	発表機会の提供、練習活動支援	自らの情報発信と受信

②事業実施方針

ア) 事業分野

ホール等施設の性格に適したジャンルの事業を実施すると共に、更に多様なジャンルの文化芸術に触れられるよう創意工夫を凝らした事業を展開する。

また、市内の多くの文化芸術活動の担い手との共催により、文化芸術活動の発表機会を確保し、市内の文化芸術活動の活性化を図る。

【事業ジャンル別分類】

分野		ジャンル例
音楽系	音楽(クラシック)	オーケストラ／合唱／室内楽／声楽／吹奏楽／オペラ／その他
	音楽(ポピュラー)	ジャズ／ポップス／ロック／童謡
	日本の伝統音楽	純邦楽／民謡
	その他の音楽	民族音楽／映画音楽
・ 演劇 古典	演劇・ミュージカル	演劇／ミュージカル／人形劇
	ダンス・バレエ	バレエ／コンテンポラリーダンス
	古典芸能・伝統芸能	歌舞伎／文楽／能／狂言／日本舞踊／演芸
その他	映画	名画／アニメ
	文化芸術関係の講座、講演会	講演会／トークショー
	その他の文化芸術ジャンル	世界の民俗芸能／ワークショップ

自主事業については、全国の公立文化施設を対象としたH22実態調査によると、「事業者等から公演を買い取って実施する鑑賞事業」が平成19年の前回調査と比較して10%以上も減少し、代わって、「企画型事業、体験・普及型事業、対象限定型事業などの自らか企画し個性を発揮する事業」が大きく伸びた。

特に大きな伸びを示したのが、地域活性化にも貢献する「フェスティバル(対前回調査比+20.7%)」と身近に文化・芸術に触れる「館内で実施する体験型事業(ワークショップなど)(+19.5%)」で、いずれも半数近い専用ホールが実施するようになった。

次いで「地元アーティスト育成・支援を目的とした事業(+13.4%)」「地元アーティストを起用したプロデュース公演事業(+11.3%)」など、地域の文化・芸術を担う人材と連携した事業が大きく増加した。

また、「子どもを対象とした事業」の実施率も60.0%と高く、「高齢者を対象とした事業」も7%伸びるなど、対象限定型の事業も活発になっており、普段はホールに足を運ばない人にもアピール力がある対象限定型の事業や地域の文化芸術を担う地元アーティストとの連携事業の大きな伸びは、地域に根ざした魅力ある施設づくりを各専用ホールが目指した表れであり、本市においても、新市民会館の基本理念や4つの役割に照らし、鑑賞事業以外の企画型事業、体験・普及型事業、対象限定型事業などの効果的な組み合わせが求められるところである。

イ) 特色あるプログラムの展開

■子どもたちを対象としたプログラムの展開

文化芸術の振興は、郷土への愛着を醸成し、次代を担う子どもたちの豊かな感性と心を育てるとともに、魅力ある都市づくりの重要な要素をなすことから、特に子どもたちに光を当て、身近なところから文化芸術に触れ、「気づく力」と「表す力」を身に付け、段階的に文化芸術の広がりや、深さを学ぶことが重要である。このため、創意を加えた子どもたちへのプログラムを積極的に展開する。

内閣府が平成21年に実施した『文化に関する世論調査』によると、「住んでいる地域の文化的環境を満足できるものとするために、何が必要か」との質問に対し、38.9%が「子どもが文化芸術に親しむ機会の充実」を挙げており、また、「子どもの文化芸術体験についての重要事項は」の質問に対し、58.3%が、「学校における公演などの鑑賞体験の充実」を挙げた。

このように、多くの方が、地域における子どもたちの鑑賞体験などを通じた文化芸術に親しむ機会の充実を望んでいることから、子どもたちの「気づく力」、「表現する力」そして、豊かな心を育てるための文化芸術施策の強化が必要である。

■地域の独自性を生かした魅力あるプログラムの展開「長野らしさの創出」

自主事業や貸館事業の展開を図る中で、大都市でしか鑑賞することができない人気のある公演などを招聘し、身近に鑑賞することも時には必要であるが、年間の事業展開のなかで、公演のテーマ・公演目的の一貫性を図り、「時季に相応しいプログラム」を提供することや、共通の目的を掲げ、「全館挙げてのフェスティバル」などを行うことにより魅力ある事業展開と特色化を図ることが必要である。

また、古より善光寺門前町として、また、松代城下町としての守り育まれた、文化を継承する人々の心や営みと連動した、市民の手による作品を、新たに創り上げることにより、新市民会館が長野の文化芸術を創り出す場としての強力な発信力を生み出すことを目指すものとする。

③市内公立文化施設での文化芸術活動の状況と展望

ア) 本市の取り組み

平成23年度現在、市内公立文化施設（各地域の公民館ホールを除く）を活用した本市の文化芸術関連事業は、小中学校の音楽鑑賞（補助事業）と、小学校合同音楽会（合唱）（補助事業）、中学校連合音楽会（合唱）（補助事業）、中学校吹奏楽祭（共催事業）、長野市ハートフルコンサート（共催事業）、北信美術展（共催事業）、長野市文化芸術祭（主催事業）、長野市民演劇祭（共催事業）のほか、市内の文化芸術団体が行う活動への助成事業が主である。

本市が目指す文化芸術の形は、「ひとりひとりが楽しみ、支え、伝えることにより、心に安らぎと力を与え、地域の絆を強め、明日への希望を与えてくれるもの」とし、そのために、新市民会館を核として文化芸術施策を将来に渡って継続して積極的に推進することを通じて、市民に文化芸術への関わりと満足度の向上を目指すものとする。そのため、今後は、新市民会館の整備を契機として、文化力溢れるまちづくりを目指し、特色あるプログラムなどを展開し、自主事業の大きな柱とする。

イ) 市民主導の取り組み

旧長野市民会館の50周年記念事業として平成22年度に開催された「響きつないで」は、本市の文化芸術を推進する有志による「響つないで」長野市民会館フェスティバル実行委員会を設立し、実施された。平成22年度事業の最終の祭典として、市民一体となった「第九」の演奏会が開催され、旧長野市民会館の50周年を祝うと共に、50年の歴史に幕を引くフィナーレの公演となった。

この活動は今年度に継続され、市民に親しまれてきた旧長野市民会館の半世紀の歴史を未来につなげるよう、複数のジャンルにわたってワークショップを開催するなど、市民による文化芸術活動を普及、育成し、その成果を広く市民に公開している。この実行委員会では、旧長野市民会館の閉館から4年間、市民の文化芸術活動のさらなる振興と、文化施設を拠点とした「にぎわい」の創出を目的として、新市民会館の供用開始まで市民の手による「響つないで」長野市民会館フェスティバルを継続実施し、文化芸術のジャンル、世代を超えた豊かな文化交流の機会をつくることを目的としている。こうした民間による継続的な文化芸術の新しい活動もスタートしており、市民を中心とした民間の取り組みが、今後の本市の文化芸術振興に寄与することが期待されている。

(2) 貸館事業

事業運営のもう1本の柱となる貸館事業については、自主事業に比べ、事業件数が多く、市民の文化芸術活動の推進のためにも重要であり、また、貸館事業から生じる使用料収入は施設を維持する上でも貴重な財源となることから、自主事業同様、積極的に推進する。

特に、通常の貸館事業はもとより、文化芸術団体への貸出しをはじめとした発表の場の提供や日常的な活動支援の場の提供の役割に配慮する。

(3) ネットワークの構築

県内の施設を始め、他県の公立文化施設等とのネットワークを構築し、発信力の強化や事業費の効率化を図るために、相互連携による事業の共同開催や情報交換を行う。

このほか、博物館・美術館の収蔵品、文化財、伝統芸能をはじめ野外彫刻などの有形無形の文化資源等を記録精度が高く再現性に優れたデジタル情報の形で保存・蓄積して次世代に継承するためデジタルアーカイブ化を図り、インターネットによる情報発信や活用について検討する。

(4) オープニングイベント

新市民会館の完成が平成26年度末であるが、供用開始に当たって、音響・照明などのオペレーターが機器操作に慣れるための研修や、音響(残響)測定を兼ねたテストラン、運営管理スタッフや市民ボランティアが、スムーズに利用者対応できるよう訓練を兼ねた一定のテスト期間が必要となる。

このテストランの期間中に、運営主体による自主事業としてオープニングイベントを効果的に開催し、新市民会館のお披露目と、併せて、運営管理の検証を行う。

Ⅳ 組織計画

1 組織計画の基本方針

新市民会館の運営管理組織は、以下の基本方針に沿ったものとする。

- 1 運営主体は、公立文化施設の運営管理に豊富な経験と技量や創造的な発想力を有するスタッフを配置し、自主事業を実施するとともに、施設利用者の立場に立ったきめ細かなサービスの展開を図る。
- 2 運営主体は、市内の文化芸術団体、市民ボランティアなどと多様な連携が図れる体制を構築する。
- 3 運営主体に求められる使命は、貸館を含む事業に関する業務と舞台の技術管理であり、施設の維持管理については、庁舎との複合施設であることに鑑み、効率性の観点から庁舎側が一元的な管理を行う可能性も含め検討する。
- 4 専門家の起用と市民との連携体制の強化により、市民とプロとが互いに刺激しあえる協働の場を目指す。

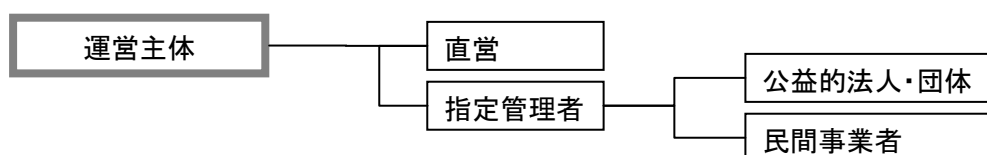
2 運営主体

(1) 全国的な動向

平成15年6月の地方自治法の改正により、公の施設の管理について、適正かつ効率的な運用を図ることを目的とした指定管理者制度が創設された。そして、3年間の移行期間を経て、全国に設置されているすべての公の施設は直営とするか、指定管理者制度を導入するかを選択を行った。

これにより、劇場・ホールを有する公立文化施設で指定管理者制度を導入した多くの施設は、それ以前から財団などの公共的団体に業務委託を行っていた施設であり、非公募でそのまま財団などが指定管理者に選定された事例が多くなっている。一方、制度の導入当初から公募が行われた施設もあり、民間事業者やNPO法人などが指定管理者に選定された事例もある。その後、地方自治体においても官民協働が浸透し、また、民間の指定管理者の実績が明らかになると共に、直営から指定管理者へ、あるいは非公募から公募へという流れが促進され、民間事業者やNPO法人などの参入が増加する傾向となっている。

「公の施設」の運営主体



施設の運営方法	数	割合	指定管理者種別	数	割合
直営	1,060	48.6%	公共的団体(単独)	707	65.5%
指定管理者	1,080	49.6%	民間事業者(単独)	143	13.2%
その他	40	1.8%	複数の民間事業者による共同体	112	10.4%
計	2,180	100%	NPO法人(単独)	57	5.3%
			その他	61	5.6%

H22（社）全国公立文化施設協会調べ『公立文化施設における指定管理者導入状況に関する調査』より

（２）本市のこれまでの取組み

本市では、文化芸術関連の財団法人は設置されておらず、旧長野市民会館においては、指定管理者制度導入以前は直営で貸館事業と施設管理のみを行っていた。指定管理者制度導入に当たっては、平成18年度から公募により、民間事業者に指定管理業務を委任してきた。

旧長野市民会館の最終年度となった平成22年度には、指定管理者による主催事業として「響つないで」など、様々な事業が展開された。

現在、本市では、公立文化施設での文化芸術事業の実施に当たり、教育委員会自らが主催、共催により事業の企画・運営の一部を行っているほか、文化芸術団体活動への助成事業を行っている。

（３）運営主体の選定ポイント

旧長野市民会館の運営主体の経過と全国的な公立文化施設の運営管理の動向や、本市の文化芸術施策の状況、文化芸術振興計画を踏まえて、新市民会館の使命を果たすために最適な運営主体を選定するポイントとして、以下の２点が挙げられる。

①文化芸術関連の公益法人

全国的な公立文化施設の運営主体は、民間事業者の割合が増加する傾向であるが、現状でも指定管理者の65.5%は文化芸術振興を目的とする財団である。文化芸術振興基本法制定以降、各自治体では文化振興条例や文化振興マスタープランなどを策定し、文化政策を明確に打ち出すようになってきている。これに併せ公立文化施設の運営主体として自治体の意向を的確に把握し、それを実践に移すことのできる組織であることが求められている。自治体が設置する財団は、経費の削減という観点からは評価が低いですが、文化行政の視点からは最も適した組織であり、全国的に注目を集めている施設の多くは財団が運営管理を行っている施設である。

そして、それらの施設では構想段階から財団による運営を前提に運営管理計画が立案され、その方針に従って組織作りが行われ、指定管理者制度の導入後は非公募団体として指定されていることも多い。

しかし、本市には文化芸術関係の財団が存在しないことから、現段階での運営主体の選定方法としては、指定管理者を公募し民間事業者を選定するか、市が直営で行うかの二者択一となる。

民間事業者の場合には、公益性の担保が課題となり、直営の場合には専門家の雇用が課題となるが、最近の事例としては、直営で任期付雇用や業務委託といった方法で専門家を起用する施設も出てきており、これにより、公立文化施設の使命が実現できる可能性が高まっている。

②新設施設の目標設定と評価

新市民会館は、新たなコンセプトにより新築される施設であり、事業内容などの運営面でも施設の維持管理面でも、旧長野市民会館の実績は参考にならない。運営管理面では、新市民会館では積極的な事業展開を図り、多くの自主事業を実施するが、事業内容や動員数、採算性、観客の満足度などを比較する基準がないため、指定管理者の評価が困難である。

また、維持管理面については、建設段階での稼働率の想定や設備使用量の試算に基づいて、光熱水費や設備、機械のメンテナンス費を想定することになるが、前年度との比較ができないため、その数値が適正かどうかの判断も困難である。従って、新市民会館完成後、直ちに、指定管理者に運営を委託してしまうと、経費の削減や行政サービスなどの事業効果の比較検証ができないため、指定管理者の適正な評価ができないといった問題がある。

（４）運営主体についての考え方

本市が平成22年４月に策定した「長野市文化芸術振興計画」に基づき、新市民会館が文化芸術拠点の核としての使命を果たすために、市自らが牽引役となり事業を推進することが重要である。

そのため、開館当初の一定期間（３年間程度）は市による直営とし、直営期間に収集したデータを基に、必要となる経費の項目や金額、市民サービスの水準を適正に分析し、長期的な視点を持ちながら、再度組織整備に取り組むことが望ましい。

なお、この分析を踏まえて、新市民会館でのより高い市民サービスの提供と経費の削減効果が得られるよう、他の市有施設との一体運営も視野に入れ、本市の文化芸術振興が図られるよう運営主体を見直すものとする。

また、運営主体の見直しの際にはその業務内容について精査し、場合によっては「貸館事業」「文化事業」を個別の主体が協働で行うことも考慮し検討を行うものとする。

3 専門家等の配置

新市民会館は、音楽を主体とした大ホールと同じく小ホール、演劇を主体と小ホールを有し、新市民会館に相応しい、自主事業の展開や国内外の出演者による各プログラムが想定されることから、運営主体においては、責任者である館長のほか、出演交渉、事業招聘、事業企画・制作・演出をコーディネートする芸術監督もしくは、プロデューサーなどの専門家の配置が必要となってくる。

開館当初３年間は各分野のプロデューサーを中心に事業に取り組みながら、事業評価を通して芸術監督等のその他の専門家の配置の必要性について検討を行い、長期的な視点で組織と事業の充実を図るものとする。

【専門家の例】

役 職	業務内容
館長	芸術面はもとより、運営管理・経営等に知識・見識を持ち、施設管理(ハード)・施設運営(ソフト)の両面において、全ての決定権をもつ最高責任者
芸術監督	音楽、演劇など担当分野の芸術面での最高責任者として、劇場にマッチしたシーズンごとのラインアップの決定と各公演の責任を負う。施設の規模、用途等により起用される分野は音楽、演劇などに分かれる。
プロデューサー	上演団体や演目の選定、若手芸術家等の発掘・人材育成や、劇場が実施するプログラムの演出を行う。国内外の芸術への広く深い見識と招聘・出演交渉に必要なスキルや経営手腕、人脈等が求められる。

4 市民参加

新市民会館での魅力ある事業の展開と心地よい空間の提供により、多くの市民の来場を促すとともに、市民が事業企画の発案やボランティアとして主体的に運営に参画することで、行政、運営主体、出演者、文化芸術団体、企業、教育機関、市民などの多くの担い手の協働による、本市の文化芸術の振興とまちのにぎわいを目指す。

(1) 市民運営ボランティア(サポーター組織)

市民による文化芸術活動の基盤づくりのため、新市民会館で展開される各種事業の運営ボランティアを募集するもの。

なお、運営主体による初期募集後の、市民ボランティア組織の運営は、運営主体との連携を図りながら、ボランティア自らが行う。

【想定されるボランティア事業(例)】

- ・ボランティア組織の運営
- ・館内事業と連動したイベント、まちのにぎわい創出事業等の開催など事業の企画や事業への参加(ロビーコンサートの運営、実演、施設見学会の案内、客席案内誘導など)
- ・インフォメーション(受付、広報、宣伝、チケット販売など)
- ・衣裳、大道具、小道具の製作 など

(2) アウトリーチの推進

新市民会館のホール等での公演などの様々な事業を、多くの市民が身近に触れることができるよう、出演者の協力を得ながらホールの外へも積極的に展開する。

このため、文化芸術活動を通じて社会参加・社会貢献を目指す企業、団体、学術機関等の協力も得ながら、新市民会館での出演者が、公演とは別に、ワークショップやミニコンサートなどを新市民会館に足を運ぶことが困難な人々などを対象に実演することや、あるいは、新市民会館で開催される事業等をまちの中に広げることにより、一人でも多くの市民が身近で生の文化芸術に触れ、親しむ機会を創出することにより、文化芸術に関わる裾野を拡大するとともに、文化芸術が溢れるまちづくりを進める。

(3) まちのにぎわいの創出

新市民会館でのにぎわいが、そのまま、まちのにぎわいへつながるよう、地域の商店街、文化芸術団体、学術機関等をはじめ、市民の協力を得ながらホールでの事業と提携したイベントの開催や、イベントへの参加を周知する。

市庁舎との合築を踏まえ、日常的に施設ににぎわいが生まれるよう工夫をするともに、新市民会館での催事の際には、催事内容に合わせたにぎわいをまち中に創出できるよう関連事業の開催などに取り組む。

V 運営企画と事業の評価

1 運営・事業評価のための第三者組織

新市民会館が、市民にとって利用しやすい施設となるよう、第三者による運営委員会や評価委員会を設置し、運営等の検証を行うとともに、利用者アンケートや提言を十分検証し、魅力ある施設づくりを目指す。

(1) 運営委員会及び評価委員会の設置

① 運営委員会

事業運営の公平性を保つとともに、開かれた新市民会館の運営を図るために運営委員会を設置する。運営委員会は、市民の代表者、各部門のプロデューサー等から構成し、自主事業の検討や新市民会館の運営への市民参画について検討する組織とする。

なお、委員の任期は2年とし、委員会は10名程度の委員から構成する。

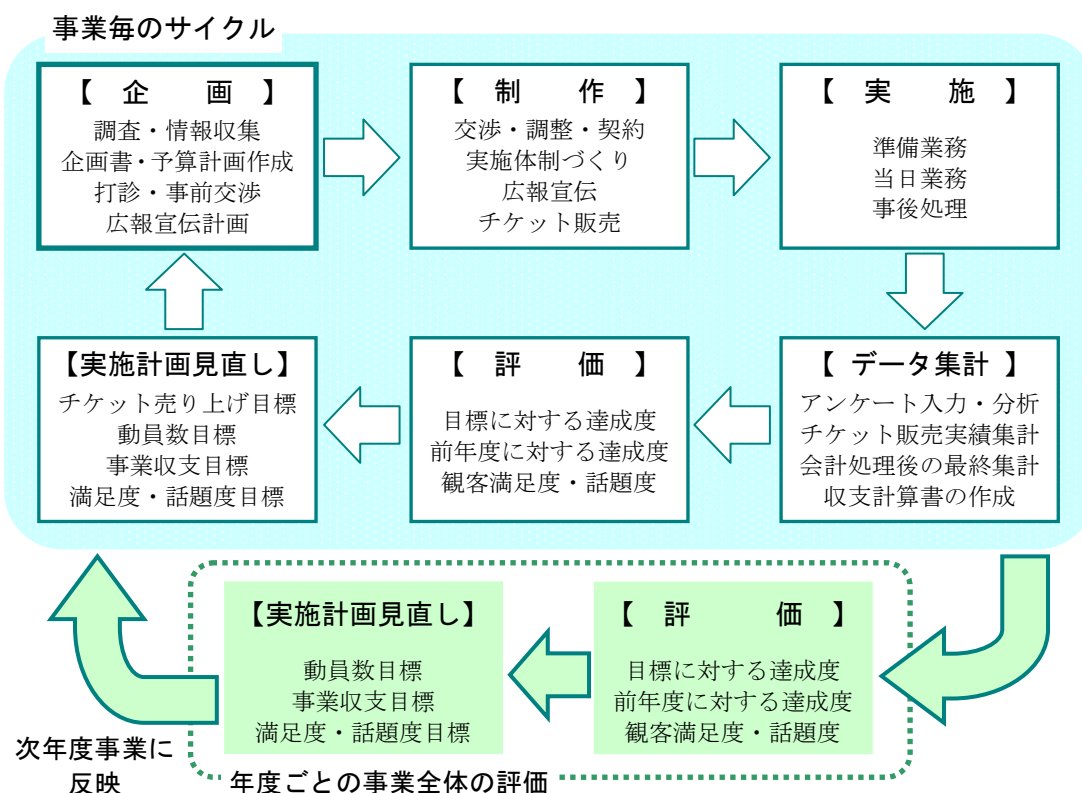
② 評価委員会

運営主体が実施した事業の効果を検証するための組織として、運営委員会とは別に、有識者及び市民の代表者等からなる評価委員会を設置する。

評価委員会での検討結果は、速やかに、事業計画に反映するものとする。

なお、委員の任期は2年とし、委員会は10名程度の委員から構成する。

事業企画と評価の概念図



VI 利用規則

1 利用規則の基本方針

新市民会館の利用規則の策定にあたり、公の施設として公平性、平等性、効率性を担保しつつ、利用者の利便性の確保を最優先とする。

2 細部項目

(1) 休館日

原則として、年末年始の12月29日から1月3日までを休館日とする。ただし、年末年始の休館期間中の利用希望に対しては、柔軟に対応するものとする。

施設の安全・安心な維持管理のために必要不可欠なメンテナンスのために、利用に支障のないよう配慮しながら、臨時休館日を設けることとする。

また、庁舎との共用部分等については、今後調整を図ることとする。

(2) 開館時間

開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

ただし、公演に伴う開館時間前後の準備（搬入、仕込みなど）、撤去（ばらし、搬出、清掃など）のための時間外利用などについては、施設内の秩序が保たれ、近隣住民への騒音などの迷惑が及ばない場合は、柔軟に対応することとする。

参考 市内の主な公立文化施設の開館時間

施設名	開館時間
ホクト文化ホール	9:00～21:30
篠ノ井市民会館	9:00～22:00
若里市民文化ホール	9:00～21:00

(3) 部門構成

平成23年4月に策定された第一庁舎・長野市民会館建設基本計画に定める新市民会館の部門構成は、次のとおりである。

部門名	諸室名	概 要
(1)ホール部門	ア 大ホール	クラシック音楽など「生の音」の響きを重視する演目を主体とし、ミュージカル・演劇や舞踊・ダンス、邦楽、ポピュラー音楽、講演会などにも対応する音楽主目的ホール
	(ア) ホワイエ	観客が開演前の時間や休憩時間を楽しみ、観客同士の交流が生まれる空間とする。
	(イ)客席	1,300 席程度
	(ウ)舞台等	主舞台は 18m×18m 程度、舞台全幅 43M 程度 舞台開口は幅 14.4～18m、高さ 7.2～9m の可変音響反射板、オーケストラ・ピットを設置 舞台備品庫、ピアノ庫
	(エ)楽屋	収容人数 80 名程度
	(オ)搬入ヤード	ウイングルフタイプ 11t ロングボデートラックによる搬出入
	イ 小ホールA[音楽ホール]	室内楽や邦楽など、「生の音」の響きを重視する演目に適した音楽ホール
	(ア)ホワイエ	観客が開演前の時間や休憩時間を楽しみ、観客同士の交流が生まれる空間とする。
	(イ)客席	300 席規模
	(ウ)舞台等	舞台寸法は 12.6m×7.2m 程度 音楽に最適な天井高と容積を確保 楽器庫、ピアノ庫
	(エ)楽屋	収容人数 20 名程度
	(オ)搬入ヤード	4t トラックによる搬出入
	ウ 小ホールB[小劇場]	演劇やポピュラー音楽など多様な演目に適したボックス型の小劇場とするとともに、平土間形式で作品展示や会議等にも活用
	(ア)ホワイエ	通路等の共用部分と兼用
	(イ)客席	200～300 席程度
	(ウ)舞台等	劇場形式から平土間形式まで可変する組立床 天井高は演劇の演出に適した仕様
	(エ)楽屋	出演者控えスペースとして 60 m ² 程度
	(オ)搬入ヤード	舞台へのスムーズな搬入が可能な動線の確保
(2) 創造支援部門	ア リハーサル室	18m×12.6m程度(音響反射板設置時の大ホール舞台寸法)。大ホールとの動線を考慮して配置
	イ 音楽練習室	50m ² ×2室。パート練習などに利用 クラシック音楽練習に相応しい音響性能
	ウ バンド練習室	25m ² ×3室。電気音響設備を使用するバンド練習
	エ 演劇練習室	100m ² 程度。可動間仕切りによる分割 立ち稽古などに利用
	オ アトリエ	ワークショップ、小道具製作、美術工作などの創作活動に利用。水場の設置 可動間仕切りによる分割
	カ 製作場	100m ² 程度。大道具製作などに利用
	キ 録音スタジオ	50m ² 程度。録音機材を備え、COの自主制作も可能な機能
	ク 映像スタジオ	25m ² 程度。ホールでの公演の録画を編集する機

		能
	ケ サテライトスタジオ	50㎡程度。ラジオ番組の放送スタジオとして定期的に番組の発信を行う。
		「キ〜ケ」は全体のボリュームを考慮しながら、設計段階で再検討する。
(3) 情報・交流部門	ア ロビー	庁舎と共用とし、多様なイベントを行う空間(ウェルカムステージ)を設置
	イ ギャラリー	160㎡程度。市民の作品展示などに利用(ホクト文化ホールの1/4規模)
	ウ 情報ライブラリー	100㎡程度。文化芸術に関する文献、楽譜、AV資料などを収集し、提供する。なお、専門スタッフを配置し、利用者へのサポートを行う。
	エ カフェ・レストラン	150㎡程度。外部に開かれた、庁舎との共用のカフェ・レストランを設置
	オ 会議室	30㎡程度×2室。30人程度の会議に対応
	カ 託児室	25㎡程度。預けられた子どもたちが楽しく遊べる空間
(4) アートマネジメント部門	ア アートマネジメントセンター	100㎡程度。舞台芸術に限らず、総合的な文化芸術の創造・発信を担うオフィス
	イ プロデューサーズオフィス	積極的に自主事業を展開するために必要な芸術監督・プロデューサーの専用事務室
	ウ サポーターズルーム	運営管理への市民の積極的な参加を実現するための市民サポーター組織の事務室
	エ 関連団体事務室	市内の文化芸術団体が、一時的に事務を行ったり、交流・連携を図ることのできる事務室
(5) 廊下・機械室関係	共用部分、機械室関係	諸室を結ぶ廊下、階段などの共用エリア 空調、電気、給排水衛生設備などの機械室および配管、配線ルートなど

(4) 有料エリア(予定)

新市民会館の部門構成のうち、有料貸出しエリアは、下記のとおりとする。

部門名	諸室名
(1) ホール部門	大ホール、小ホールA(音楽ホール)、小ホールB(小劇場)、楽屋
(2) 創造支援部門	リハーサル室、音楽練習室、バンド練習室、演劇練習室、アトリエ、製作場、録音スタジオ、映像スタジオ
(3) 情報・交流部門	ギャラリー、会議室、託児室

※今後、庁舎管理部分との管理エリアの区分を検討する必要があるため、上記貸し施設の内容は変更の可能性がある。

(5) 利用時間区分

- ① ホールの利用時間区分は、午前3時間、午後4時間、夜間4時間とし、時間外の利用については、1時間ごととする。また、ギャラリーは1日単位とする。
- ② 連続利用可能日数は7日を限度とし、それ以上の長期利用については、他の利用希望がない場合には柔軟に対応する。
- ③ それ以外の貸し室については、2時間単位等の時間単位での利用申込みができるよう検討する。

(6) 使用申し込み

各施設の使用申し込みは、下記のとおりとする。

諸室名	内 容
大ホール、小ホールA(音楽ホール)、小ホールB(小劇場)、楽屋、ギャラリー	使用日1年前にあたる日の属する月の初日から(初日が休館日の場合は翌日、1月は4日)
会議室、託児室、リハーサル室、音楽練習室、バンド練習室、演劇練習室、アトリエ、製作場、録音スタジオ、映像スタジオ	使用日の2ヵ月前から先着順(上記の施設と併せて使用申し込みをする場合は上記を適用)

※ロビー、関連団体事務室の運用方法については別途検討を行う。

(7) 申し込み方法

予約は、申込者が来館、FAX、インターネットにより行う。なお、受付開始日に同一会場、同一日に対し複数の希望があったときは、調整を行う。

(8) 使用の制限

① 集会等の使用制限

長野県暴力団排除条例に定められる暴力団と暴力団員、その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められる場合及び組織的な集会や、目的を隠しての販売や勧誘、物販など市民の消費生活に著しい混乱を生じる恐れがある集会、勧誘を目的とした集会など、公の秩序ならびに善良な風俗の維持を害する恐れがある場合。

② 施設管理上の使用制限

天災その他の理由により、施設が避難所として使用されるなど、施設管理上、施設を貸し出すことが適当でない場合。

(9) 使用料金の設定

使用料については、平成20年7月に本市が定めた「行政サービスの利用者の負担に関する基準」をもとに、サービスを利用した人に、利用することによって受ける利益に応じて負担を求めることとし、サービスコストの総額(原価)に公益・私益、市場性の度合いによる類型化により設定された負担割合を掛け、他のホールとの均衡も考慮した上で利用者の負担額を定める。

① 平日、土日祝日の差異

平日利用の促進を図るため、平日、土日祝日の差異を設ける。

② 入場料徴収の場合の区分

市内のアマチュア団体等の負担を軽減するために、入場料を徴収する場合は、入場料の額に応じて、使用料金を区分する。

(区分例) 1,000円以下、1,001円～5,000円、5,001円以上

③ 営利目的の使用

商業目的の使用の場合は、使用料金の割増を行う。

④ リハーサル、仕込み等の使用

大、小ホールをリハーサル、仕込み等で使用する場合、公演を行わない日については使用料金の割引を行う。

⑤ 減免

災害により避難場所として使用される場合などを除き、原則として減免は行わない。

(10) 備品・設備使用料の設定

備品・設備の使用料は、利用時間区分ごとに設定する。

なお、利用しやすいように、舞台照明、舞台音響、舞台備品などについては、セット料金を設定し、申し込み時の簡便化を図る。

(11) 禁止事項

公序良俗に反する行為の禁止等を規定するほか、以下の行為の制限を行う。

① 飲食

大、小ホールの舞台、客席、ギャラリー、リハーサル室、各種練習室、アトリエ、製作場、各種スタジオでの飲食は原則禁止とする。

ただし、あらかじめ飲食の申し出があった場合は、必要に応じて場所を指定し、飲食の許可を行う。

② 喫煙

館内指定喫煙所以外は全館禁煙とする。また、屋外にあっても、構内全域を禁煙とし、所定の喫煙エリアを設置する。

③ その他

自主事業の写真撮影、録画、録音は許可をした場合を除き、禁止とする。また、貸館事業の場合には使用申込者の判断による。

VII 収支計画

1 収支計画の基本方針

新市民会館は、文化芸術振興の核拠点として、「育む」、「楽しむ」、「創る」、「つなぐ」の4つの役割を有する施設としての最適な収支計画を策定するため、以下の基本方針に沿ったものとする。

- 1 合築施設であっても施設単体での収支を把握し、データを運営に活用することで、より適切な事業運営・施設運営に努める。
- 2 貸館収入を重要な財源のひとつと捉え、運営主体自らが積極的に利用者を獲得するとともに、多様な事業展開と平日の稼働率向上を目指す。
- 3 運営主体自らが、育て、創り上げ、将来へつなぐ自主事業は、新市民会館の使命であることから、収益を得にくい自主事業を展開するに必要な資金については、外部からの助成金等を積極的に活用するとともに、市においても必要とする財政支援を行う。

2 収支計画の試算

収支計画は、多くの変動要素があるため、あくまでも現時点での試算である。
このため、今後、各費目内容については、金額の変更が見込まれる。

(1) 稼働率

H22実態調査によると、平成21年度の全国ホールの平均の稼働率（年間利用日数÷年間利用可能日数）は60.0%であった。

土日祝日の利用希望は、時期によっては、集中してしまう傾向にあることから、特に、平日の稼働率を上げるための工夫が必要である。

このため、使用料金については、土日祝日との差異を設けることや、イベント等の分散開催、魅力あるプログラムの平日開催などにより、平均稼働率（年間利用日数／年間利用可能日数）の目標を70%とする。

(2) 歳出計画(試算)

H22実態調査等に基づく平均値等から推計した事業費等については以下のとおり。

費目	試算額	内容
運営管理費	172,500千円	メインホール 1,300 席、延べ床面積 11,500 m²とした場合、全国的な類似施設の経費を目安とすると、1 億 7,250 万円程度 (11,500 m²×15,000 円/m²※) が想定される。 ※ 15,000 円/m²は、(財) 地域創造「公共ホールの計画づくりに関する調査研究」(平成 12 年 3 月) によるもので、光熱水費、清掃、警備、設備保守点検、舞台技術などの外部委託費含む。 (参考) まつもと市民芸術館 H22 年度実績 15,570 円/m² 可児市文化創造センター H22 年度実績 10,160 円/m² 富士市文化会館 H22 年度実績 14,660 円/m² 所沢市民文化センター H22 年度実績 15,200 円/m²
人件費	187,100千円	自主事業の企画立案や実施及び施設を総合的にプロデュースする、芸術監督、事業プロデューサーといった専門人材や職員の人件費 (職員の雇用形態や業務委託内容によって、人員が変動するため、ここでは正規雇用の市職員と仮定して試算) H22 実態調査による人口 20 万人以上の都市のスタッフ数平均 17 人を基に、平均よりもホール数が 1 ホール増となることに伴うスタッフ 3 名を加え、館長、事業プロデューサー 2 名、また、サテライトスタジオ・情報ライブラリー等の諸室の運営に 3 名を配置した場合に係る人件費を平均給与 6,166 千円 (平成 23 年度長野市普通会計予算 1 人当たり給与費から) と仮定した場合 26人×14/12h (稼働時間延長分考慮) ×6,166千円≒187,100千円
自主事業費	192,400千円	施設の設置目的に沿って運営主体が自ら企画し実施する事業に要する経費であり、例えば、交流コンサートや子ども達の文化芸術体験や人材育成事業などの文化芸術の振興に必要な事業の実施に充てられるもの。 H22 実態調査による人口 20 万人以上の都市の自主事業費の平均 115,385 千円、42 事業を基に、平均よりもホール数が 1 ホール増となることに伴う事業数を加算し、事業数を充実し 70 本 (共催・提携事業含む) とした場合 2,748 千円 (1 事業平均) ×70 本≒192,400 千円
計	552,000千円	

以上は、あくまでH22実態調査による人口20万人以上の都市の平均を基に試算したものであり、今後、施設に必要な設備等を特定することにより、このリース料等も事業費への加算が見込まれる。

なお、自主事業の出演者や陣容などの規模、内容や本数によって事業費の内容は大きく変わることから、今後、具体的な自主事業の展開などについては、施設の設置目的を実現するために何が必要で何を実施していくか費用対効果を考慮しながら、今後、「新市民会館運営管理実施計画」で定めるものとする。

(3) 歳入計画(試算)

H22実態調査等に基づく、平均値から推計した事業費等については以下のとおり。

費目	試算額	内容
運営管理費 (長野市負担金)	339,500千円	歳出での施設運営管理費172,500千円、人件費187,100千円、自主事業費192,400千円の一部が相当する。
使用料収入	100,000千円	使用料については、平成20年7月に本市が定めた「行政サービスの利用者の負担に関する基準」をもとに、試算したうえで、他のホールとの均衡を考慮する。
入場料収入	105,000千円	自主事業192,400千円に伴う、入場料の全国平均54.2%(H21年度実績)から試算
その他収入 (公的補助金等)	7,500千円	国の外郭団体・民間文化芸術助成財団からの助成による資金調達や共催、後援・協賛先の開拓によるプログラムなどへの広告収入など
計	552,000千円	

*稼働率70%で想定される1ヶ月1ホール当たりの利用日数は、自主事業で2日、貸館事業で18日程度が見込まれる。

【収支のイメージ】

収入

運営管理費(長野市負担金)		使用料収入	入場料収入	その他収入(公的補助金等)
運営管理費・人件費	事業費			

支出

運営管理費・人件費	自主事業費
-----------	-------

(参考)他の市民ホールの状況

(H22年度実績)

施設名	総事業費(千円)	運営主体	ホールの特徴
まつもと市民芸術館	681,770	(財)松本市教育文化 振興財団	17,673.70m ² 大ホール1,800席 小ホール288席 実験劇場360席
富山市芸術文化ホール (AUBADE HALL)	824,347 * 1	(財)富山市民文化事 業団	24,255m ² 大ホール2,200席
可児市文化創造センター (a L a)	574,348	(財)可児市文化芸術 振興財団	18,410m ² 大ホール1,019席 小ホール319席
横須賀芸術劇場	798,397	(財)横須賀芸術文化 財団	23,339.83m ² (ホテル、ショッピン グセンター等の複合施設のうち劇 場部分) 大ホール1,806席 小ホール574席
いわき芸術文化交流館 (アリオス)	497,366 * 2	直営	27,547m ² 大ホール1,705席 中ホール687席 小劇場233席、小ホール200席
所沢市民文化センター (ミューズ)	769,449	(財)所沢市文化振興 事業団	29,000.59m ² 大ホール2,002席 中ホール798席 小ホール318席
富士市文化会館 (ロゼシアター)	621,472	(財)富士市文化振興 財団	22,794.56m ² 大ホール1,642席 中ホール704席 小ホール330席

* 1 富山市芸術文化ホールの総事業費には、富山市芸術文化ホールのほか、富山市民芸術創造センター、とやままちづくり情報センターの管理運営費含む

* 2 いわき芸術文化交流館はPFIによる施設であり、ソフト事業を実施する上で必要な経費分（維持管理費含まれず）

VIII 広報計画

1 広報計画の基本方針

多様な情報媒体を活用し、適時的確に情報を広く周知することにより、新市民会館での様々な事業への参加を促すとともに、取り組みへの関心を喚起し、利用の拡大を図る。

また、運営主体自らの情報発信と、利用者の立場から市民ボランティアによる情報発信との併用により、双方向コミュニケーションを図る。

2 情報媒体、ツール

情報媒体、ツール	内 容
広報紙	広報「ながの」へ随時、イベントなどの情報を掲載し、事業開催の周知を図る。
インターネットの活用	新市民会館の公式ホームページを通し、適時的確な情報提供を行うとともに、施設利用者などから施設の運営などについての意見やアドバイスをいただく。 また、音声配信、映像配信などを活用し、事業のPRや利用の拡大を図る。
機関誌発行	新市民会館の運営状況や、事業の内容を掲載することにより、市民の参加・参画意欲を高める。
新聞、テレビ、文字放送の活用	多様な媒体の活用により、イベント情報など、広く周知を図る。
ボランティア通信の発行	利用者の立場で、また、市民ボランティア活動を通して親しみやすい情報を発信することにより、市民に身近な施設として、関心を抱いていただく。
専門誌等への情報提供	施設情報を全国に向けて発信するとともに、プロモーター等への施設PRを行う。
パンフレット、ポスターの制作	周辺市町村や県内外の方にも、新市民会館を周知し、併せて利用を促すため、パンフレットやポスターを制作する。

IX その他配慮すべき事項

新市民会館は、庁舎との合築施設となるため、毎日多くの来庁者がある。このため、庁舎を訪れた人をはじめ、レストラン、売店などを利用する人にとっても、快適な新市民会館であることが望まれるとともに、文化芸術に触れる機会を創出することにより、広く文化芸術への興味を喚起するきっかけ作りを図る。

このため、市内の文化芸術活動を担う人々の協力を得ながら、共用エントランスとなるロビーでのコンサートやギャラリーでの展示などの文化芸術プログラムを実施することや、情報ライブラリーなどに気軽に立ち寄り、文化芸術に触れることを通して、文化芸術との関わりを深める。